

**もっと健康 もっと元気**  
「健康づくり推進委員」募集

健康づくり推進委員になって、健康づくり活動に取り組んでみませんか。

※先に区長推薦を受けた方の申込は必要ありません。

**健康づくり推進委員とは**

健康づくりについて学習し、また学んだことを実践することで、町と一緒に地域の健康づくり活動を盛り上げてくれる方です。

**◆活動内容**

- ・研修会など
- ・保健衛生事業や介護予防事業への参加・協力
- ・「ふれあいサロン」にボランティアスタッフとして参加
- ・「三世代ふれあい健診」や「いきいき☆ロココク口俱樂部」にサポーターとして参加

**◆任期**

平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年間)

**◆募集人数** 10人程度

**◆募集期限** 2月28日(水)

○お問い合わせ

本庁健康福祉課保健衛生係

☎ 43-2836

佐賀支所地域住民課保健センター  
☎ 55-7373



**心配ごと・困りごと、  
人権・行政相談所の開催**

皆さんの相談を社会福祉協議会相談員、人権擁護委員、行政相談委員などが受ける相談所を開きます。心の負担が少しでも軽くなればと考えています。家庭での心配ごと、地域でのめめごと、人権侵害や行政に関する相談など、ひとりで悩まず気軽に「ご相談ください。相談の秘密は必ず守り、料金は無料です。安心してお越しください(予約不要)。

**◆開催日時・場所**

・2月13日(火)午前10時～正午  
午後1時～3時

総合センター(佐賀支所前)

・3月2日(金)午前10時～正午  
有井川多目的研修集会所

・3月2日(金)午後1時～3時  
保健福祉センター

※3月2日午後の相談所には、行政書士もいます。

○お問い合わせ

本庁住民課人権啓発係

☎ 43-2800

**「第10回特別弔慰金」の  
請求はお済みですか**

平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」、「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者などの妻や父母など)がない場合に、次の順番による先順位の遺族1人に特別弔慰金を支給しています。これまで請求をされていないご遺族の方は、請求期間の締切が近づいていますので、請求窓口で手続をお願いします。

**◆支給対象者**

戦没者などの死亡当時の遺族で次に該当する方

(1)平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔

慰金の受給権を取得した方

(2)戦没者などの子

(3)戦没者などの

①父母 ②孫 ③祖父母

④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなど、要件を満たしているかによって順番が入れ替わります。

(4)前記(1)から(3)以外の戦没者などの三親等内の親族(甥・姪など)

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

**◆支給内容** 額面25万円

5年償還の記名国債

**◆請求期間** 4月2日まで

**◆請求窓口**

・本庁健康福祉課福祉係  
・佐賀支所 地域住民課 総合窓口 第2係

○お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎ 43-2116

